

歯科点数等Q & A

(有床義歯)

Q 1 有床義歯補強加算（芯補強）の算定要件などについて教えてください。

A 1 芯補強の対象義歯は、9 歯以上の局部義歯または総義歯に限ります。熱可塑性樹脂床は対象外です。破損防止のため歯科技工士が、アルミナ・サンドブラスト処理および金属接着性プライマー処理などを行い、歯科用金属芯（幅 2.0mm 以上、厚さ 1.0mm 以上）を有床義歯に埋入した場合に算定できます。カルテに歯科技工士の氏名または歯科技工所の名称を記載してください。

なお、芯補強を算定した義歯に、新製有床義歯管理料を算定する場合、製作過程もしくは製作後の補強部位のカラー写真を用いて、補強の必要性や補強部位の取り扱いなどについて患者に効果的に情報提供を行い、撮影したカラー写真はカルテに添付します。デジタル撮影した場合、画像を電子媒体に保存します。